

砂 川 市 規 則 第 1 9 号

令 和 8 年 3 月 3 1 日

砂 川 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 する 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る
規 則 を こ こ に 公 布 す る。

砂 川 市 長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第１（第３条関係、第８条関係）職種別基準表行政職の項中「学校事務生」の次に「、教員業務補助員」を、「スクールソーシャルワーカー」の次に「、教育支援センター指導員」を加え、同表医療職（２）の項中

「

１級	ふれあいセンター補助栄養士	８号俸	20号俸
	保育所栄養士、ふれあいセンター栄養士	20号俸	32号俸

」

を

「

１級	ふれあいセンター補助栄養士	８号俸	20号俸
	保育所栄養士、ふれあいセンター栄養士	20号俸	32号俸
	ふれあいセンター管理栄養士	36号俸	48号俸

」

に改める。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。